

# 総務委員会資料

平成27年6月26日（金）

請願 第1号 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願

教育委員会

# 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 1. 趣旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

## 2. 概要

### (1) 35人以下学級の推進

- 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。[義務標準法第3条関係]

学級編制の標準: 40人



小学校1年生: 35人

- 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。[改正法附則第2項・第3項関係]

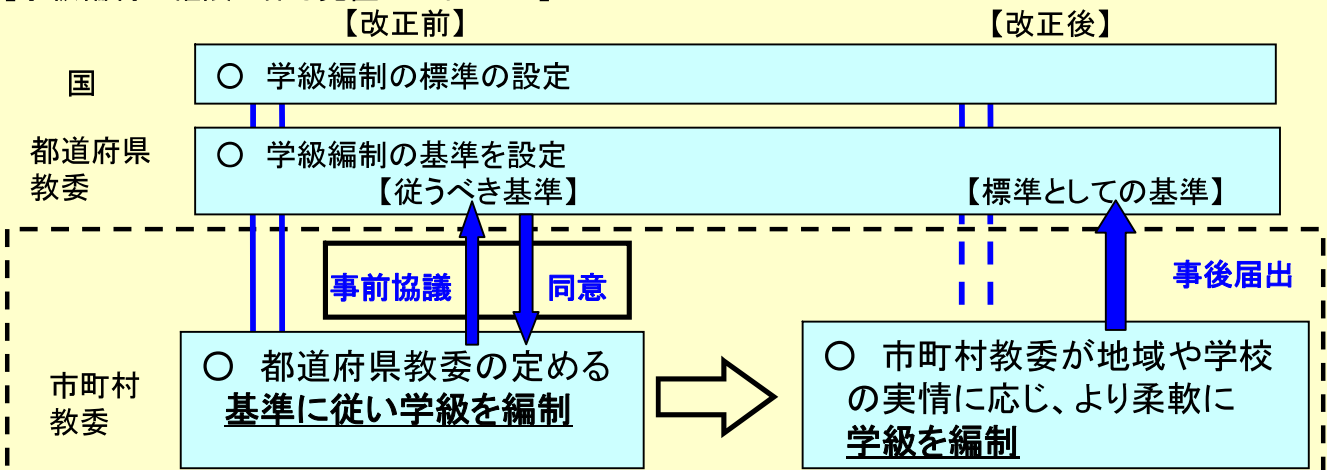
(参考)

第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
34~38年度	39~43年度	44~48年度	49~53年度	55~3年度	5~12年度	13~17年度
50人	45人	—————▶—————		40人	—————▶—————	

### (2) 市町村が地域や学校の実情に応じ、柔軟に学級を編制できるような仕組みの構築

- 市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を編制する際：
  - 都道府県教育委員会が定める学級規模の「基準」について、市町村教育委員会が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準とするとともに、学級編制を行うに当たり、当該学校の児童又は生徒の実態を考慮することを明記。[義務標準法第4条関係]
  - 市町村教育委員会が都道府県教育委員会に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、事後届出制とする。[義務標準法第5条関係]

【学級編制の権限に係る見直しのイメージ】



- 学級編制に関する市町村教委の主体性を教員定数配分の観点からも担保
  - 都道府県教委が県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数を定める場合の勘案事項として、「当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等」を明記[地教行法第41条関係]
  - 都道府県教委に対し、市町村教委の意見を十分に尊重することを義務付け[地教行法第41条関係]

※国は学級編制の標準を基礎とした教職員定数(標準定数)について国庫負担  
 ※都道府県は教職員の給与費を負担し、その定数を決定(県費負担教職員)



変更なし

## 国の学級編制弾力化についての神奈川県の実施内容

項 目	内 容	実施状況
1 特例措置による学級編制基準の弾力化 (平成13年4月1日施行、「標準法」第3条2項ただし書き)	児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、 <u>都道府県教育委員会は40人を下回る学級編制基準を定めることができる。</u>	神奈川県は未実施
2 弾力的解釈による学級編制基準の弾力化 (平成15年4月1日付け、文部科学省通知)	学級編制の標準については、一定の弾力性が認められ、 <u>各都道府県教育委員会の判断により、40人を下回る基準を定めることが可能である。</u>	神奈川県は未実施
3 市町村教育委員会の判断による学級編制の弾力化 (平成15年4月1日付け、文部科学省通知)	個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、 <u>市町村別の教職員定数の範囲内で、各市町村教育委員会の判断により、弾力的運用を行うことが可能である。(級外教諭等)</u> 但し、新たな県費負担は行わない。	神奈川県は平成16年度から実施  (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
4 小学校1年生における学級編制の弾力化 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校1年生において35人学級を実施する。ただし、 <u>新たな定数増を伴うものではなく、配置される少人数授業支援教員などを活用して、実施する。(県の研究指定校)</u>	神奈川県は平成16年度から実施  (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
5 研究指定による学級編制弾力化を小学校2年生に拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校1年生に加え、小学校2年生についても1学年時に研究指定校として少人数学級編制を実施し、かつ標準学級数が1学年時の実学級数を下回る場合に実施可能とする。 但し定数については前年度と同様。	平成17年度から実施  (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
6 小学校2年生での実施対象を拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校2年生について、1学年時に研究指定校ではなかった場合であっても、標準学級数が1学年時の実学級数を下回る場合は実施可能とする。 定数については前年度と同様。	平成18年度から実施  (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
7 小学校2年生での実施対象をさらに拡大、また中学1年生でも実施 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校2年生について、1学級あたりの児童数が35人を超える場合は、無条件で実施可能とする。また35人を超えない場合であっても、標準学級数が1年生時の実学級数を下回る場合は実施可能とする。 また、小学校1・2年生に加え、中学校1年生についても1学級あたりの生徒数が35人を超える場合は実施可能とする。 但し定数については、やはり同様に新たな定数増は行なわない。	平成19年度から実施  (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)
8 実施対象を小学校、中学校の全学年に拡大 (平成15年11月21日付け、文部科学省事務連絡)	小学校、中学校の全ての学年について、1学級あたりの児童数が35人を超える場合は、無条件で実施可能とする。また35人を超えない場合であっても、標準学級数が、前年度における実学級数を下回る場合は実施可能とする。 定数については前年度と同様に新たな定数増は行なわない。	平成20年度から実施  (「学級編制弾力的運用実施状況表」を参照)

## 学級編制弾力の運用実施状況表

## ア 学校種別弾力の運用実施校数

	小学校 実施校数		中学校 実施校数		合計 実施校数	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16 年度	11	2		1	11	3
17 年度	15	3		2	15	5
18 年度	32	5		2	32	7
19 年度	39	6	6	3	45	9
20 年度	65		10		75	
21 年度	66	6	12		78	6
22 年度	64	4	18		82	4
23 年度	63	6	16		79	6
24 年度	73	1	10		83	1
25 年度	70	3	6	1	76	4
26 年度	80	2	8		88	2
27 年度	77	1	7	2	84	3

## イ 小学校学年別内訳 (実施件数)

	1 年生		2 年生		3 年生		4 年生		5 年生		6 年生		合計	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16 年度	11	1		1									11	2
17 年度	13	1	4							1		1	17	3
18 年度	23	1	13	1		2				1			36	5
19 年度	31	1	12			4						1	43	6
20 年度	42		15		6		4		3		5		75	
21 年度	42	1	14		4		3		8	1	8	4	79	6
22 年度	37	1	11		6	1	5		6		11	2	76	4
23 年度			41	1	3	1	9		10	2	7	2	70	6
24 年度			42		17	1	6		13		17		95	1
25 年度			38		23	1	7		10		17	2	95	3
26 年度			49		20		16	1	13		11	1	109	2
27 年度			38		14		14	1	17		21		104	1

## ウ 中学校学年別内訳 (実施件数)

	1 年生		2 年生		3 年生		合計	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
16 年度						1		1
17 年度						2		2
18 年度		1		1				2
19 年度	6			1		2	6	3
20 年度	4		5		3		12	
21 年度	3		6		3		12	
22 年度	5		6		7		18	
23 年度	2		7		8		17	
24 年度	3		4		7		14	
25 年度	4		2		2	1	8	1
26 年度	3		4		3		10	
27 年度		2	5		3		8	2

# 教育再生の実行に向けた教職員指導体制の整備

～ 新たな定数改善計画(案)(10ヶ年)の初年度分 ～

(平成27年度 義務教育費国庫負担金概算要求)

平成27年度要求額 1兆5,258億円(対前年度▲64億円)



・教職員定数の改善	+59億円(+2,760人)
・教職員定数の自然減	▲65億円(▲3,000人)
・教員給与の改善	+2億円
・教職員の若返り等による給与減	▲60億円

## 趣旨・内容

○ 小・中学校における授業革新等(アクティブ・ラーニング等)の教育の質の向上を実現するため、これまでの少人数教育や指導力向上への取組を踏まえ、きめ細かな指導体制の整備を図っていくことが重要。

(参考)「今後の学制等の在り方について」教育再生実行会議第五次提言―抜粋―

「課題解決・双方向型授業等にも対応した質の高い教育を実現するため、教職員配置の充実を図る。」

○ また、学校を取り巻く環境が複雑化・困難化するとともに、様々な教育課題への対応を迫られる中、教員が授業など子供への指導により専念できるようにするためにも、教員に加えて多様な専門性を持つスタッフを配置し、一つのチームとして学校の教育力を最大化(チーム学校)。

併せて文部科学省において、校務及び教職員の業務分担を抜本的に見直すとともに、教育委員会など学校関係者にも積極的な対応を促していく。

○ これらを踏まえ、10年後の学校の姿を見据えた新たな教職員定数改善計画(案)(10年間)を策定※し、教員の質と数の一体的な強化を進める。その初年度分として、教育の質の向上やチーム学校の推進等に必要な2,760人の定数改善を計上。

《義務標準法の改正を予定》 ※追加的な財政負担を要することなく必要な定数改善を実施

## 27年度要求の概要

### ○授業革新等による教育の質の向上 580人

- ・課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)の推進:300人
- ・授業革新に向けた研修の充実 :100人
- ・小学校における専科指導の充実 :150人
- ・学制改革への対応(小中一貫教育の充実) :30人



### ○チーム学校の推進 1,010人

- ・学校マネジメント機能の強化 :230人(教頭・主幹教諭等の充実)
- ・学校の事務機能の強化 :500人
- ・養護教諭・栄養教諭等の配置充実 :130人
- ・専門人材の配置充実 :150人(学校司書、ICT専門職員、地域連携担当職員等の充実)

### ○個別の教育課題への対応 700人

- ・家庭環境や地域間格差など教育格差の解消 :200人(学力保障に必要な教員の加算措置)
- ・いじめ等の問題行動への対応 :190人
- ・特別支援教育の充実 :310人

### ○学校規模の適正化への支援 470人

- ・学校統合に係る支援 :350人
- ・複式学級編制の標準の引き下げ :120人

【復興特別会計】  
被災した児童生徒のための学習支援として  
前年同(1,000人・21億円)の加配措置

### ☆教員給与の改善

- ・部活動手当等の改善:3,000円→3,600円(H28.1～)



# 新たな教職員定数改善計画(案)(10ヶ年(H27~H36))

## 計画(案)策定の趣旨・概要

- 小・中学校における授業革新等(アクティブ・ラーニング等)の教育の質の向上を実現するため、これまでの少人数教育や指導力向上への取組を踏まえ、きめ細かな指導体制の整備を図っていくことが重要。  
(参考)「今後の学制等の在り方について」教育再生実行会議第五次提言―抜粋―  
「課題解決・双方向型授業等にも対応した質の高い教育を実現するため、教職員配置の充実を図る。」
- また、学校を取り巻く環境が複雑化・困難化するとともに、様々な教育課題への対応を迫られる中、教員が授業など子供への指導により専念できるようにするためにも、教員に加えて多様な専門性を持つスタッフを配置し、一つのチームとして学校の教育力を最大化(チーム学校)。  
併せて文部科学省において、校務及び教職員の業務分担を抜本的に見直すとともに、教育委員会など学校関係者にも積極的な対応を促していく。
- これらを踏まえ、10年後の学校の姿を見据えた新たな教職員定数改善計画(案)(10年間)を策定し、教員の質と数の一体的な強化を進める。今後10年間で、教育の質の向上やチーム学校の推進等に必要31,800人の定数改善を実施。《義務標準法の改正を予定》

### 授業革新等による教育の質の向上 15,500人

#### ○課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)の推進(10,500人)

従来のような受け身型の授業から、子供達が主体的・協働的に学ぶ課題解決型の授業への転換を図る。



#### ○授業革新に向けた研修の充実(1,000人)

#### ○小学校における専科指導の充実(3,700人)

#### ○学制改革への対応(小中一貫教育の充実)(300人)

### チーム学校の推進 6,950人

#### ○学校マネジメント機能の強化(2,200人)

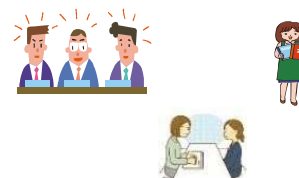
学校マネジメント体制の確立に向け、教頭・主幹教諭等の配置の充実

#### ○学校の事務機能の強化(3,000人)

#### ○養護教諭・栄養教諭等の配置充実(1,300人)

#### ○専門人材の配置充実(450人)

学校司書、ICT専門職員、地域連携担当職員等の専門的な知見を有するスタッフを配置



### 個別の教育課題への対応 7,000人

#### ○家庭環境や地域間格差など教育格差の解消(2,000人)

学力保障に必要な教員の加算措置を実施

#### ○いじめ等の問題行動への対応(1,900人)

#### ○特別支援教育の充実(3,100人)

### 学校規模の適正化への支援 2,350人

#### ○学校統合に係る支援(1,150人) 統合前1年、統合後5年間支援

#### ○複式学級編制の標準の引き下げ(1,200人) 小学校16人→14人・中学校8人→4人

## 改善計画の進め方

- 追加的な財政負担を要することなく必要な定数改善を実施。 (単位:人)

	H27~H36	うちH27要求
<b>定数改善(A)</b>	<b>31,800</b>	<b>2,760</b>
授業革新等による教育の質の向上	15,500	580
チーム学校の推進	6,950	1,010
個別の教育課題への対応	7,000	700
学校規模の適正化への支援	2,350	470
<b>自然減(B)</b>	<b>▲ 40,700</b>	<b>▲ 3,000</b>
<b>差引き(A+B)</b>	<b>▲ 8,900</b>	<b>▲ 240</b>



# 教職員指導体制の充実～授業革新やチーム学校などの推進～

(平成27年度 義務教育費国庫負担金予算案)

## 《義務教育費国庫負担金》

平成27年度予定額 1兆5,284億円 (対前年度 ▲38億円)

(参考) 復興特別会計 22億円 (前年同)

・教職員定数の増	+19億円( +900人)
・少子化等に伴う教職員定数の減	▲86億円(▲4,000人)
・教職員の若返り等による給与減	▲61億円
・人事院勧告の反映による給与改定	+90億円

1. 従来の暗記中心の受け身型一斉授業から、子供達が双方向に対話し学び合いながら主体的に考え探究する力を育てる課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)への転換を推進
2. 教員が授業に一層専念できるよう、学校に多様な専門スタッフを配置するとともに、学校マネジメント体制を強化し、学校のチームとしての教育力・組織力を最大化
3. 教育格差の解消や特別支援教育等の充実
4. 統合校への支援や過疎地の小規模校への支援

## 教職員定数の改善

平成27年度加配定数: 約64,200人



《新たな定数措置900人の内訳》

### 1. 授業革新等による教育の質の向上 200人

①課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)の推進	100人
②小学校における専科指導の充実等	100人



### 2. チーム学校の推進 230人

①学校マネジメント体制の強化(主幹教諭、事務職員の拡充)	100人
②専門人材の配置充実(学校司書、ICT専門職員等)	100人
③養護教諭・栄養教諭等の配置充実	30人



### 3. 個別の教育課題への対応 250人

①家庭環境や地域間格差など教育格差の解消	100人
②特別支援教育の充実	100人
③いじめ等の問題行動への対応	50人



### 4. 学校規模の適正化への支援 220人

①統合校への支援(統合前1年～統合後2年)	200人
②過疎地の小規模校への支援	20人



(参考) 被災した児童生徒のための学習支援として前年同(1,000人)の加配措置【復興特別会計】

## 義務教育費に関する法令の概要

<p>小・中学校の設置義務</p>	<p><b>学校教育法</b>（昭和 22 年法律第 26 号） 〔小学校の設置義務〕</p> <p><b>第 38 条</b> <u>市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。</u></p> <p>〔準用規定〕</p> <p><b>第 49 条</b> …第 37 条から第 44 条までの規定は、<u>中学校に準用する。</u></p> <p>〔特別支援学校の設置義務〕</p> <p><b>第 80 条</b> 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第 75 条の政令で定める程度のもを就学させるに必要な<u>特別支援学校を設置しなければならない。</u></p>
<p>設置者の経費負担</p>	<p><b>学校教育法</b></p> <p><b>第 5 条</b> <u>学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">設置者負担の原則</p>
<p>県費負担教職員の給与費の都道府県による負担</p>	<p><b>市町村立学校職員給与負担法</b>（昭和 23 年法律第 135 号）</p> <p><b>第 1 条</b> <u>市町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師、学校栄養職員及び事務職員のうち、次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当…は、都道府県の負担とする。</u></p> <p>(1) <u>義務教育諸学校標準法第 6 条の規定に基づき都道府県が定める小中学校等教職員定数及び同法第 10 条の規定に基づき都道府県が定める特別支援学校教職員定数に基づき配置される職員</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">県費負担教職員</p>
<p>県費負担教職員の給与費の国庫負担</p>	<p><b>義務教育費国庫負担法</b>（昭和 27 年法律第 303 号）</p> <p><b>第 2 条</b> <u>国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の 3 分の 1 を負担する。</u></p> <p>(1) 市町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第 1 条に掲げる<u>職員の給料その他の給与及び報酬等に要する経費</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">国庫負担対象経費</p>



## 義務教育費国庫負担制度の見直しに関する国の動向

年度	国庫負担対象経費の見直し	義務教育費国庫負担制度の見直し
平成 14年度	<p><b>【地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」】(平成14年10月)</b></p> <p>○ <u>差し当たり、共済費長期給付、退職手当等に係る経費については、国庫負担対象から外し、平成15年度からこれらを段階的に縮減し、一般財源化を行う。</u></p>	<p><b>【地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見」】(平成14年10月)</b></p> <p>○ <u>教育制度自体の見直しや義務教育に対する国の関与の在り方についての議論を踏まえつつ、義務教育費国庫負担金全体の一般財源化を念頭に置いた検討が進められるべき。</u></p> <p>○ <u>地方の創意工夫を促し、裁量を拡大する観点から、国の負担すべき経費の内容、算定方法等を見直し、何らかの客観的指標を基準とする定額化・交付金化に向けた検討を行うべきである。</u></p> <p>○ <u>現在進められている教育改革の中で義務教育に関する国の関与の在り方についての最終的な結論を早期に得るべきであり、それに併せ、義務教育費国庫負担金の全額の一般財源化について検討を行う。</u></p>
平成 15年度	<p>平成15年度から「<u>共済費長期給付金</u>」及び「<u>公務災害補償基金負担金</u>」に係る経費を国庫負担対象外とし、一般財源化</p> <p><b>【閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」】(平成15年6月)</b></p> <p>○ <u>退職手当、児童手当等に係る国庫負担金の取扱いについては、平成16年度予算編成までに結論を得る。</u></p>	<p><b>【閣議決定「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」】(平成15年6月)</b></p> <p>○ <u>義務教育費に係る経費負担の在り方については、現在進められている教育改革の中で中央教育審議会において義務教育制度の在り方の一環として検討を行い、これも踏まえつつ、平成18年度末までに国庫負担金全額の一般財源化について所要の検討を行う。</u></p>
平成 16年度	<p>平成16年度から「<u>退職手当</u>」及び「<u>児童手当</u>」に係る経費を国庫負担対象外として一般財源化</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><u>国庫負担対象経費は、「給料」及び「諸手当」のみとなる。</u></p>	<p><b>【政府・与党合意「三位一体の改革について」】(平成16年11月)</b></p> <p>○ <u>平成17年度予算、平成18年度予算において、地方向け国庫補助負担金について3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。</u></p> <p>○ <u>義務教育費国庫負担金については、8,500億円程度の減額(うち17年度分(暫定)4,250億円)。減額相当分は税源移譲予定特例交付金(教職員給与費を基本に配分)により措置</u></p> <p>○ <u>義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討する。こうした問題については、平成17年秋までに中央教育審議会において結論を得る。</u></p>

年度	国庫負担対象経費の見直し	義務教育費国庫負担制度の見直し
平成 17年度		<p><b>平成 17 年度は、暫定措置として義務教育費国庫負担金 4,250 億円を減額し、税源移譲予定特例交付金により財源措置</b></p> <p><b>【中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」】（平成 17 年 10 月）</b></p> <p>○ 義務教育の費用負担の在り方 義務教育の構造改革を推進すると同時に、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するためには、国と地方の負担により義務教育の教職員給与費の全額が保障されるという意味で、<u>現行の負担率二分の一の国庫負担制度は優れた保障方法であり、今後も維持されるべきである。</u></p> <p><b>【政府・与党合意「三位一体の改革について」】（平成 17 年 11 月）</b></p> <p>○ 義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。その方針の下、<u>費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は三分の一とし、8,500 億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する。</u></p> <p>○ この税源移譲は、平成 18 年度税制改正において、所得税から個人住民税への恒久措置として行う。平成 18 年度予算においては、税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。</p>
平成 18年度		<p><u>平成 18 年度から国庫負担割合を三分の一とし、8,500 億円程度を所得譲与税により財源措置</u></p>
平成 19年度		<p>平成 19 年度から所得譲与税を廃止し、個人住民税として財源措置</p>